

国立天文台教授会議規則

平成16年4月1日

国天規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立天文台教授会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について、定めるものとする。

(任務)

第2条 会議は、台長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について情報を交換し、意見を述べる。

- 一 研究・教育及び運営に関する事項
- 二 予算に関する重要事項
- 三 重要な台内人事の推薦に関する事項その他台長が会議に諮ることを適当と認められた人事事項
- 四 運営会議の審議事項その他台内の意見を必要とする事項
- 五 その他台長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教授、技師長及び特任教授
- 二 准教授、主任研究技師及び特任准教授
- 三 講師及び先任研究技師
- 四 主任技師
- 五 助教及び特任助教のうちから台長が指名した者5人
- 六 研究技師、技師、主任技術員及び技術員のうちから台長が指名した者5人

(任期)

第4条 前条第5号及び第6号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の構成員に欠員が生じた場合は、これを補充することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

(議長団)

第5条 会議に構成員の互選をもって選出された3人以上からなる議長団を置く。

- 2 議長団の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 議長団に欠員が生じた場合は、これを補充することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 会議は、原則として年2回開催する。ただし、台長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(教授会議構成員の基準について)

第7条 教授会議構成員の基準については、別表によるものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年1月6日から施行する。

2 この規則の施行の際に、現に第3条第3号及び第4号に規定する構成員及び第5条第1項に規定する議長団の任にある者の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 (教授会議構成員の基準について)

	教授 会出 席	教授 会 発 言 *	委員選出権		委員被選出権	
			運営会議・幹 事会議・教授 会議長団	運営 会議	幹事 会議	教授 会議 長団
※教授 ※技師長 ※特任教授	○	○	○	○	○	○
※准教授 ※主任研究 技師 ※特任准教 授 ※講師 ※先任研究 技師	○	○	○	×	×	○

※主任技師						
※助教代表	○	○	○	×	×	○
※技術系職員代表	○	○	○	×	×	○
併任教授	○	○	×	/	/	×
併任准教授	○	○	×	/	/	×

※国立天文台の職員がクロスアポイントメント制度により他機関に出向する場合を含む。また、他機関の職員をクロスアポイントメント制度により国立天文台に受け入れる場合も適用する。ただし、委員被選出権は出向元の了解がある場合に限る。

*委員選出以外の一般議題に関して投票等を行う場合は、発言権を有する構成員が投票権を有するものとし、投票総数から白票・無効票を除いたものの過半数をもって決する。